

平成21年12月4日

保護者 各位

富山県立富山北部高等学校
校長 橋本 芳夫

新型インフルエンザの流行期における登校許可証明書について

保護者の皆様には、日頃より学校保健に協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、従来、感染症にかかった場合は、医療機関で登校許可証明書の記入をお願いしていましたが、このたび、県からの通知があり、医療体制確保の観点からインフルエンザ（季節性を含む）に罹患した生徒に対しては再登校にあたって、当面（今年度中）、医療機関からの登校許可証明書を求めないことになりました。

つきましては、登校許可証明書に代わるものとして、下記の通り対応することになりましたのでお知らせします。

記

- 1 インフルエンザ（季節性を含む）に罹患した場合、再登校する際には、これまでの医療機関からの登校許可証明書に代わるものとして、保護者の記入による「インフルエンザ罹患報告書（様式2ページ目）」を提出していただくこととします。
 - ※ インフルエンザ以外の感染症（おたふくかぜや水ぼうそう、風しん等）については、今までどおり登校許可証明書が必要です。
- 2 出席停止期間は、発熱や咳、のどの痛みなどの症状が始まった日の翌日から7日目までを目安とします。
 - ただし、医師からの指示がある場合は、指示された日までとしますので、学校へご連絡ください。
 - ※ 現在流行しているインフルエンザの軽症患者であれば、解熱後2日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であるとされていますが、発熱等の症状がなくなっても、しばらく感染力が残っている可能性があります。他の人への感染を防ぐために、出席停止期間を守っていただきますようお願いいたします。

富山県立富山北部高等学校
校長 橋本 芳夫 殿

インフルエンザ罹患報告書

_____年 _____組 _____番

生徒氏名 _____

_____ 医院でインフルエンザと診断されましたので、
平成 _____年 _____月 _____日から平成 _____年 _____月 _____日までの _____日間、
自宅療養中であったことを報告します。

平成 _____年 _____月 _____日

保護者氏名 _____ ④

出席停止期間は、発熱や咳、のどの痛みなどの症状が始まった日の翌日から7日目までを目安とします。

ただし、医師からの指示がある場合は、指示された日までとしますので、学校へご連絡ください。

※ 現在流行しているインフルエンザの軽症患者であれば、解熱後2日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であるとされていますが、発熱などの症状がなくなっても、しばらく感染力が残っている可能性があります。他の人への感染を防ぐために、出席停止期間を守っていただきますようお願いいたします。